

○令和5年度 御前崎港 RORO 輸送実験利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、御前崎港の定期 RORO 船の利用を促進するため、陸上輸送から御前崎港の御前崎港-九州航路 RORO 船の輸送に切り替え、モーダルシフトを検討している「荷主」及び「輸送事業者」に対し、御前崎港振興会が御前崎港-九州航路 RORO 船の輸送に要する経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、陸上輸送から御前崎港の御前崎港-九州航路 RORO 船の輸送に切り替えて、移出入する「荷主」及び「輸送事業者」とする。

2 前項に定める「荷主」とは、荷物の所有者若しくは荷物の発送人をいい、「輸送事業者」とは、荷主の需要に応じて荷物を輸送する事業者をいう。

3 事業者は、実験結果を活用し、可能な限り御前崎港を発着する RORO 船を利用した貨物輸送に努めること。

(助成金の交付)

第3条 助成金は、御前崎港の御前崎港-九州航路 RORO 船の利用実績に応じ、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、令和5年4月1日から始まり令和6年3月31日に終わるものとする。

(助成対象年度)

第5条 助成対象年度は、陸上輸送から御前崎港の御前崎港-九州航路 RORO 船の輸送に切り替えた年度とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額等は、別表のとおりとする。

(助成企業指定の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ御前崎港 RORO 輸送実験利用助成企業指定申請書(様式第1号)に、必要に応じて添付書類を添えて、御前崎港振興会長(以下「会長」という。)に提出し、助成企業の指定を受けなければならない。

(助成企業の指定)

第8条 会長は、助成企業の指定の申請があった時は、前条の規定により提出された書類等をもとに審査を行い、指定の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成企業の指定をした時は、御前崎港 RORO 輸送実験利用助成企業指定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業の計画変更又は中止の承認申請)

第9条 助成企業の指定を受けた者が、事業を中止し、又は変更する場合は、事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(交付請求)

第10条 助成金の交付を受けようとするときは、令和6年3月31日までに、御前崎港 RORO 輸送実験利用助成金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出す

るものとする。

- (1) 御前崎港-九州航路 RORO 船の交付申請分における利用実績が確認できる書類。
- (2) 御前崎港 RORO 輸送実験利用助成金請求書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第 11 条 会長は、申請書を受理した日から 14 日以内に内容を審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、交付を決定したときは、御前崎港 RORO 輸送実験利用助成金交付決定通知書（様式第 5 号）により、申請書に通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は、御前崎港 RORO 輸送実験利用助成金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知する。

(助成金の返還)

第 12 条 会長は、虚偽の申請又は不正な手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年度通常総会にて議決後施行し、改正後の御前崎港 RORO 輸送実験利用助成事業実施要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 6 条関係）

助成内容	補助対象経費	交付の限度額
50,000 円/シャーシ等台	海上・陸上輸送費の一部	10 台 (荷主・輸送事業者)